

川崎市男女共同参画センター

(すくらむ21)

指定管理者募集に係る参考資料

目 次

1	男女平等かわさき条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	川崎市男女共同参画センター条例・・・・・・・・・・	5
3	川崎市男女共同参画センター条例施行規則・・・・・・・・	11
4	川崎市男女共同参画センター要綱・・・・・・・・・・	18
5	川崎市男女共同参画センターの管理運営に関する資料	
	（1）川崎市男女共同参画センター収支実績の推移	22
	（2）川崎市男女共同参画センター利用実績の推移	23
	（3）川崎市男女共同参画センター光熱水費の推移	24

男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 基本施策等（第8条～第15条）

第3章 拠点施設（第16条）

第4章 男女平等推進審議会（第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- （1） 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- （2） 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第3条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保（以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。）に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策（以下「男女平等施策」という。）に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組む、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害（以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。）を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。（平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行）

川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号）

（目的及び設置）

第1条 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の形成に寄与するため、川崎市男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、川崎市高津区溝口2丁目20番1号とする。

（ホール）

第2条の2 センターに、第1条の目的のほか、青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として、ホールを付設する。

（事業）

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。

- （1）調査及び研究に関すること。
- （2）相談に関すること。
- （3）情報の収集及び提供に関すること。
- （4）研修会、講演会等の開催に関すること。
- （5）市民の学習、研修及び交流の活動の支援に関すること。
- （6）施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。

（指定管理者）

第4条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

- （1）センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- （2）事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3）事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他のセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

第8条 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適當であると認めるとき

は、第8条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第17条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第18条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成11年6月30日規則第64号で平成11年9月1日から施行)

附 則（平成12年 3 月31日条例第38号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成12年 5 月25日規則第86号で平成12年 8 月 2 日から施行）

附 則（平成17年 7 月 1 日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 4 条を加える改正規定（第 4 条第 2 項及び第 3 項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第 4 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

附 則（平成27年 3 月23日条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年 5 月 1 日
- （2） 第 3 条の規定 平成27年 6 月 1 日
- （3） 第19条の規定 平成27年 7 月 1 日
- （4） 第 7 条の規定 平成28年 4 月 1 日
- （5） 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年 5 月 1 日
- （6） 第 2 条、第 4 条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年 6 月 1 日
- （7） 第 6 条の規定 平成28年 9 月 1 日
- （8） 第 5 条の規定 平成28年10月 1 日
- （9） 第 8 条の規定 平成28年11月 1 日

附 則（令和 4 年10月21日条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、
 なお従前の例による。**別表**（第9条関係）

1 施設利用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
会議室	1,730円	2,340円	2,950円	7,020円
第1研修室	1,220円	1,620円	2,030円	4,870円
第2研修室	1,220円	1,620円	2,030円	4,870円
第3研修室	1,320円	1,730円	2,130円	5,180円
第4研修室	1,220円	1,620円	2,030円	4,870円
多目的室	2,340円	3,150円	3,970円	9,460円
ホール	6,720円	7,530円	12,930円	27,180円
第1楽屋	500円	710円	910円	2,120円
第2楽屋	610円	910円	1,120円	2,640円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。
- 3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 設備利用料

単位	金額
1 式、1 本、1 台、1 列、1 脚、1 個、1 枚、 1 キロワットその他 1 単位 1 回	5,090円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ 1 回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の 1 時間当たりの額の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。
- 3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の設備利用料の額は、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 5 割相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

川崎市男女共同参画センター条例施行規則（平成11年川崎市規則第75号）

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公告）

第2条 市長は、条例第4条第1項の規定により川崎市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- （1） 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- （2） 条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- （4） 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（事業計画書等の提出）

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 指定予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- （2） 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- （3） 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- （4） 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- （5） 役員の名簿及び履歴書
- （6） 組織及び運営に関する事項を記載した書類

- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第1条に規定する目的を達成する上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第7条 条例第8条の規定によりセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 会議室、研修室又は多目的室を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、申込月の25日から28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同号の規定による申請がなかったこと、第10条の規定による届出があったこと等により利用しようとする者がいない同号に規定する施設を利用しようとする場合にあっては、申請期間経過後においても申請することができる。
- (3) ホールを利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の12月前の月の初日から申請することができる。
- (4) 楽屋を利用しようとする場合にあっては、利用日の10日前から申請することができる。
- (5) 第1号及び前号の規定にかかわらず、ホールの利用と併せて会議室、研修室、多目的室又は楽屋を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の12月前の月の初日から申請することができる。

（利用許可書の交付）

第8条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用許可をしたときは、原則として利用に係る許可書を申請者に交付しなければならない。

（利用料金の減免申請等）

第9条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の申請に対する決定をしたときは、当該決定に係る通知書を申請者に交付しなければならない。

（利用中止届）

第10条 第7条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が施設等の利用を中止するときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金の返還）

第11条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第13条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第7条第1項の利用許可を取り消したとき。 利用料金の全額
- (2) ホールと併せて利用しない場合の会議室、研修室、多目的室又は楽屋の利用者が利用日の3日前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の全額

- (3) ホール又はホールと併せて利用する場合の会議室、研修室、多目的室若しくは楽屋の利用者が利用日の6月前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の全額
- (4) ホール又はホールと併せて利用する場合の会議室、研修室、多目的室若しくは楽屋の利用者が利用日の4月前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の5割相当額
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認めるとき。 利用料金の全額
(利用期間等の制限)

第12条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。
(施設等の模様替え等)

第13条 条例第14条ただし書の規定により施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、施設等の模様替え等に係る承認書を申請者に交付しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。
(遵守事項)

第14条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。
- (3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物等を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物の提供をしないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項
(管理上の入室)

第15条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことができない。
(整理員の配置)

第16条 利用者は、施設の利用に際し、センター内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用後の点検)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月27日規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成15年6月30日規則第79号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成15年10月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により行った申請その他の行為で現に効力を有するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年7月1日規則第80号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に5条を加える改正規定及び附則の次に様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に効力を有する市長又は市民局人権・男女共同参画室主幹に対して行われた申請その他の行為で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の規

則（以下「新規則」という。）の規定により当該行為に相当する行為が新規則第2条第2号に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して行われるべきものとなるものは、施行日以後においては、指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月31日規則第16号抄）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規則第53号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第33号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月13日規則第94号）

この規則は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第74号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式

指定管理者指定書	
川崎市指令 第 号	
住 所	
名 称	
代表者の氏名 様	
を川崎市男女共同参画センターの指定管理者に指定しましたので、川崎市男女共同参画センター条例施行規則第5条の規定により通知します。	
年 月 日	
川崎市長 印	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで

川崎市男女共同参画センター管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理運営について、川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号。以下「条例」という。）及び川崎市男女共同参画センター条例施行規則（平成11年川崎市規則第75号。以下「規則」という。）で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請等の受付時間)

第2条 条例及び規則に基づく利用の申請及び届出の受付時間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 会議室、研修室、多目的室又は楽屋にあっては、開館日の午前8時30分から午後7時までとする。ただし、川崎市公共施設利用予約システム（以下「予約システム」という。）を利用する場合にあっては、別に定めるところによる。
- (2) ホールにあっては、開館日の午前9時から午後7時までとする。ただし、利用日の属する月の12月前の月の初日については、午前10時から午後7時までとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、ホールの利用と併せて、同時に申請及び届出する会議室、研修室、多目的室又は楽屋にあっては、前号の規定を準用する。

(申請の受付順位)

第3条 利用許可申請の受付順位は、申請順とする。この場合において、申請が同時の場合は、センターの設置目的に沿って利用するものを優先し、その他の利用の場合は抽選による。ただし、予約システムを利用する場合にあっては、別に定めるところによる。

(申請の期間)

第4条 規則第7条第2項ただし書に規定する条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特別の理由があると認めるときの利用の申請の期間は、別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表中欄に掲げる場合における同表右欄に定める期間とする。

(利用料金の減免)

第5条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、ホールを練習、準備等のために利用する場合にあっては、第2号から第4号までの規定は、適用しない。

- (1) 市がセンターの設置目的に沿って利用し、若しくは青少年の主体的な舞台芸術の活動の促進に寄与することを目的として、ホール又は楽屋を利用する場合 利用料金の全額
- (2) 国若しくは他の地方公共団体又は他の地方公共団体が設置した男女共同

参画若しくは女性のための総合的な施設を運営する団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合　利用料金の５割相当額（１０円未満の端数は、切り捨てる。）

（３）労働者の能力発揮及び職業生活の安定等に寄与することを目的とする独立行政法人、特別民間法人、公益法人又は特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に定める特定非営利活動法人その他これに準ずる団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合　利用料金の５割相当額（１０円未満の端数は、切り捨てる。）

（４）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は市に登録している青少年団体若しくは青少年育成団体が青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として、ホールを利用する場合　利用料金の５割相当額（１０円未満の端数は、切り捨てる。）

２　指定管理者は、市の共催を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合又は指定管理者が特別の理由があると認める場合の利用料金の減免については、当該事業の態様を勘案し、その都度市長と協議の上決定するものとする。

３　指定管理者は、前２項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（営利利用の制限）

第６条　会議室、研修室、多目的室又は楽屋については、営利を目的とした利用は許可しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

（１）物品の販売等

ア　研修会、講習会等の教材又は参考資料等の書籍、ＣＤ等の物品類であること。

イ　催事の講師、出演者等に関するものであること。

（２）入場料金等を徴する催事

ア　主催者が会員のために催すものであること。

イ　入場料金等は、他に比較して高額でないこと。

（特別利用の承認）

第７条　前条ただし書の規定により物品の販売等をし、又は入場料金等を徴する催事をしようとする者は、指定管理者に趣意書を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

（利用時間）

第８条　条例別表の１に定める利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含めるものとする。

（利用時間の延長）

第９条　利用許可の時間を超えて利用することができる場合は、利用時間区分の直後に利用者がいないとき又は管理上支障がないときに限り認めるものとする。

(利用期間等の制限)

第10条 規則第12条に規定する同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数は、原則として次に定めるとおりとする。ただし、施設の利用状況に応じて利用可能なとき又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 同一利用者が連続して同一施設を利用する期間 4日を限度

(2) 1月以内に施設等を利用する申請の回数 4回以内

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱別表ホールの項の規定は、この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日以後に申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。ただし別表（第4条関係）備考に第2項を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る申請期間については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区 分	提出の期間
市がセンターの設置目的に沿って利用する場合、又は青少年の主体的な舞台芸術の活動の促進に寄与することを目的として利用する場合	利用しようとする日前18月以内
市の共催又は後援を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合	
学校教育法に定める市内の学校、専修学校若しくは各種学校又は市に登録している青少年団体若しくは青少年育成団体が青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として利用する場合	利用しようとする日前15月以内
市が利用する場合	利用しようとする日前14月以内
市の共催又は後援を受けて実施する事業において利用する場合	

備考

- 1 ホールの利用と併せて、会議室、研修室、多目的室又は楽屋を利用しようとする場合、ホールと同じ期間に提出することができる。
- 2 ホールを練習、準備等のために利用する場合（以下「練習利用」という。）は、練習利用以外の利用の前後に連続して利用する場合に限り、本表を適用する。

川崎市男女共同参画センター収支実績の推移

(単位:千円)

	費目	内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支出	1 人件費関係	給与、厚生費、交通費	38,036	41,407	41,131	42,048
	2 事業費					
	(1)講座・研修・イベント事業	講師謝金、事業委託費 等	3,832	2,913	2,554	2,646
	(2)相談・居場所づくり事業	相談業務委託経費、通信費、事務経費 等	11,082	10,857	11,351	11,050
	(3)情報収集・提供事業	web管理費、広報費、図書購入費 等	1,861	769	846	946
	(4)広報事業	情報誌発行 等	1,446	2,210	1,837	1,716
	(5)調査研究事業	調査研究、冊子印刷 等	1,702	554	2,784	1,242
	(6)連携・ネットワーク事業	すくらむ21まつり、他団体との連携事業 等	1,403	2,583	2,444	1,764
	(7)交付金事業		9,851	5,994	5,999	5,999
	3 修繕費		3,012	3,009	2,775	1,394
	4 施設管理費					
	(1)光熱水費	電気、ガス、水道料	14,170	19,105	15,633	18,378
	(2)舞台管理費	舞台運営管理費、舞台保守点検費	16,632	16,368	16,368	16,082
	(3)その他施設管理費	警備、清掃委託費、設備管理費等	27,919	27,283	26,889	27,698
	5 事務経費					
	(1)消耗品費		814	599	523	531
	(2)賃借料		149	184	221	221
	(3)通信運搬費		940	935	948	959
	(4)出張旅費		38	41	106	176
	(5)雑費		623	299	327	301
	(6)租税公課・消費税		5,176	5,464	6,167	6,338
	(7)事務局業務管理費		5,038	3,898	4,147	4,227
	支出合計			143,724	144,472	143,050
	1 施設利用料金	施設利用料	13,619	15,164	14,705	14,972
	2 交付金事業		9,851	5,994	5,999	5,999
	3 補償金・補填金		438	2,252	1,386	1,937
	4 その他	自動販売機、コピー機使用料、事業収入、ロッカー・プリンター使用料、保育料	773	885	938	1,263
	収入合計		24,681	24,295	23,028	24,171
指定管理料(A)			120,051	119,995	121,505	119,764
年間純経費総額(支出合計－収入合計)(B)			119,043	120,177	120,022	119,545
(A)－(B)			1,008	－182	1,483	219

川崎市男女共同参画センター利用実績の推移

施設名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
ホール	利用可能コマ数	1,033	1,007	1,013	1,001	1,014
	利用実績	788	839	770	779	794
	利用者数	60,331	77,118	65,683	60,313	65,861
	利用率	76.3%	83.3%	76.0%	77.8%	78.3%
第1楽屋	利用可能コマ数	1,050	1,036	1,035	1,041	1,041
	利用実績	640	644	610	685	645
	利用者数	2,209	3,151	2,976	3,182	2,880
	利用率	61.0%	62.2%	58.9%	65.8%	62.0%
第2楽屋	利用可能コマ数	1,050	1,034	1,044	1,041	1,042
	利用実績	285	346	357	346	334
	利用者数	1,308	1,991	1,899	1,719	1,729
	利用率	27.1%	33.5%	34.2%	33.2%	32.0%
会議室	利用可能コマ数	1,050	1,037	1,044	1,040	1,043
	利用実績	332	397	375	355	365
	利用者数	2,603	3,836	3,490	3,572	3,375
	利用率	31.6%	38.3%	35.9%	34.1%	35.0%
第1研修室	利用可能コマ数	1,047	1,034	1,031	1,041	1,038
	利用実績	483	532	576	523	529
	利用者数	3,895	5,041	5,691	5,401	5,007
	利用率	46.1%	51.5%	55.9%	50.2%	50.9%
第2研修室	利用可能コマ数	1,047	1,034	1,029	1,041	1,038
	利用実績	479	468	458	455	465
	利用者数	3,683	4,605	4,562	4,550	4,350
	利用率	45.7%	45.3%	44.5%	43.7%	44.8%
第3研修室	利用可能コマ数	1,043	1,025	1,025	1,028	1,030
	利用実績	389	375	400	380	386
	利用者数	2,841	3,098	3,545	3,336	3,205
	利用率	37.3%	36.6%	39.0%	37.0%	37.5%
第4研修室	利用可能コマ数	1,047	1,037	1,044	1,041	1,042
	利用実績	402	449	491	505	462
	利用者数	2,268	3,022	3,633	3,264	3,047
	利用率	38.4%	43.3%	47.0%	48.5%	44.3%
多目的室	利用可能コマ数	1,050	1,030	990	1,041	1,028
	利用実績	655	602	561	585	601
	利用者数	6,201	6,492	5,694	7,261	6,412
	利用率	62.4%	58.4%	56.7%	56.2%	58.5%
全体	利用可能コマ数	9,417	9,274	9,255	9,315	9,315
	利用実績	4,453	4,652	4,598	4,613	4,579
	利用者数	85,339	108,354	97,173	92,598	95,866
	利用率	47.3%	50.2%	49.7%	49.5%	49.2%

川崎市男女共同参画センター光熱水費の推移

年度	電気(a)		上下水道(b)		ガス(c)		合計(a)+(b)+(c)
	金額(円)	使用電力(kWh)	金額(円)	使用量(m3)	金額(円)	使用量(m3)	金額(円)
令和3年度	8,386,747	363,998	1,498,856	2,417	4,284,348	43,104	14,169,951
令和4年度	10,740,192	319,081	1,422,254	2,334	6,942,163	49,891	19,104,609
令和5年度	9,292,070	310,285	1,523,801	2,452	4,817,299	44,629	15,633,170
令和6年度	10,945,926	352,888	1,714,319	2,730	5,717,368	47,153	18,377,613